

◇ 誤請求事例 ◇

外来管理加算の特例

外来管理加算の特例を算定していません

指定病院 等の番号	病院等 の名称
--------------	------------

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医始診 5 継再 7 再発	②転帰事由 1 退院 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡	③支払額
④労働保険番号	⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分	⑬合計額	
修正欄				

診
療
費
請
求
内
訳
書
(入院外用)

労働者の氏名	(49 歳)	傷病の部位及び傷病名	右上腕打撲 腰椎捻挫
事業の名称		傷病の経過	上記傷病に対し、湿布・マッサージを行っている。
事業場の所在地	都府道 郡市区		

診療内容	点数(点)	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜		⑪初診	円	
⑫再診 時間外・休日・深夜	× 回	⑫再診	円	
⑬指導	× 回	⑬指導	円	

1. 請求内容と正しい算定

◎ 外来管理加算の特例を算定していません。

◎ 労災では、外来管理加算の所定点数に満たない処置等を行った場合、特例として外来管理加算を算定することができます。
事例の場合、腰部への湿布処置35点に対して、外来管理加算の特例52点×7回を算定できます。

2. 労災特掲料金

◎ 再診時に、健保点数表において外来管理加算を算定することのできない処置等を行った場合でも、その点数が外来管理加算の52点に満たない場合は、特例として外来管理加算を算定することができます。
また、外来管理加算の点数に満たない処置等が2つ以上ある場合には、最も低い点数に対し外来管理加算を算定し、他の点数は52点に読み替えて算定することができます。

⑦画像診断	薬剤	回	40	* 消炎鎮痛等処置 (手技) 右上腕 (35 × 1.5)	53 × 7
⑧その他	処方せん	回		* 消炎鎮痛等処置 (湿布) 腰部	35 × 7
小計	点	⑭	円		